

琉球大学学術リポジトリ

国際人道法ノート（8）

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2020-10-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樋口, 一彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/46868

《資料》

国際人道法ノート（8）

樋 口 一 彦

附録4 赤十字国際委員会規程（2017年改訂）

赤十字国際委員会規程

2017年12月21日総会採択、2018年1月1日発効

前文

赤十字国際委員会（ICRC）は、公平、中立かつ独立の組織であり、武力紛争およびその他の暴力事態の犠牲者の生命および尊厳を守り、それらの者を支援する、専ら人道的使命を有する。

ICRCは、また、人道法および普遍的な人道原則の促進・強化による苦痛の予防に努める。

1863年に設立されたICRCは、ジュネーブ諸条約および国際赤十字・赤新月運動（「運動」）の起点となり、武力紛争およびその他の暴力事態において「運動」によって実施される国際的活動を指揮し、調整する。

第1条 赤十字国際委員会

1. ICRCは、ジュネーブ諸条約、その追加議定書、「運動」規程、および赤十字・赤新月国際会議（「国際会議」）によって公式に認められた組織である。
2. ICRCは、「運動」の一構成部分であり、「運動」は、各国赤十字社・赤新月社（「各国社」）および赤十字社・赤新月社国際連盟（「連盟」）をも包含する。

第2条 法的地位

1. ICRCは、スイス民法典第60条以下によって規律される団体である。

2. その人道的役割・使命を果たすために、ICRCは、国際機構の地位と同等の地位を享有し、その職務遂行に際し、国際的な法的主体性を有する。

第3条 本部、標章、ロゴおよび標語

1. ICRCの本部は、スイスのジュネーヴに置かれる。
2. ICRCの標章は、白地に赤十字である。ICRCは、ジュネーヴ諸条約およびその追加議定書に従って、常にこれを使用することが出来る。
3. ICRCのロゴは、その略語（英語でICRCあるいは仏語でCICR）の上部に位置する二つの同心円——その間に、COMITÉ INTERNATIONAL GENEVEの文字が入られる——で囲まれた白地に赤十字である。
4. ICRCの標語は、*Inter arma caritas*（戦いの中にも慈悲を）である。同様に *Per humanitatem ad pacem*（人道を通じて平和へ）という標語も用いる。

第4条 任務

1. ICRCの任務は、特に次のものとする。
 - a) この「運動」の「基本原則」、すなわち人道性、公平性、中立性、独立性、自発的奉仕、単一性および普遍性を維持し、周知させること。
 - b) この「運動規程」に定められた承認条件を満たした新規設立・再設立の「各国社」を承認し、その承認を他の「各国社」に通知すること。
 - c) ジュネーヴ諸条約の下で委員会に負わされた責務を引き受け、武力紛争に適用される国際人道法の誠実な適用のために行動し、そしてこの人道法の申し立てられた違反行為に基づくすべての苦情を受け取ること。
 - d) 常に——特に国際的武力紛争およびその他の武力紛争あるいは国内闘争の時に人道的活動を遂行する中立的組織として——そのような事態およびその直接的な結果による軍人・文民の犠牲者の保護・支援を確保するよう努力すること。
 - e) ジュネーヴ諸条約において規定されるように、中央安否調査部の運営を確保すること。
 - f) 武力紛争に備えて、「各国社」や軍民の医療部局およびその他の権限ある当局と協力して、医療要員の訓練および医療機器の準備に貢献するこ

と。

g) 武力紛争に適用される国際人道法の理解および知識の周知に取り組み、その発展の準備をすること。

h) 「国際会議」によってこの委員会に託された役割を遂行すること。

2. ICRCは、特に中立的かつ独立の組織・仲介者として、その任務内にあるあらゆる人道的活動を積極的に行うことができ、そして、そのような組織による分析が求められるいかなる問題をも検討することができる。

第5条 この「運動」の他の構成部分との関係

1. ICRCは、「各国社」と密接な連絡を保つこととする。これらとの合意の下に、ICRCは、共通の関心事項、例えば、武力紛争時におけるそれらの活動の準備、ジュネーヴ諸条約の尊重・発展・批准、そして「基本原則」および国際人道法の周知などについて協力する。
2. 第4条1項d)で想定される事態において、他国の「各国社」からの支援の調整が必要とされる場合に、ICRCは、その関係国の「各国社」と協力して、「運動」の他の構成部分と結ばれた合意に従って、そのような支援の調整を行なうものとする。
3. ICRCは、「連盟」と密接な連絡を保つこととする。ICRCは、「運動規程」および両組織間で結ばれた合意に従って、共通の関心事項について「連盟」と協力する。

第6条 「運動」の外部との関係

ICRCは、政府当局およびあらゆる国内的・国際的組織—その支援をICRCが有益と考えるもの——との関係を保つこととする。

第7条 ICRCの委員資格

1. ICRCは、スイス国民の中から現委員の選考により採用された、15人から25人の委員で構成される。
2. ICRC委員は、その職務を無報酬で遂行する。総裁と副総裁は、この原則の例外とする。

3. ICRCは、任期の終了した委員を名誉委員に指名することが出来る。

第8条 ICRCの機関

ICRCの機関は以下のものとする。

- a) 総会
- b) 理事会
- c) 総裁職
- d) 執行部
- e) 監査部
- f) データ保護独立管理委員会

第9条 総会

1. 総会は、ICRCの最高機関である。総会は、この組織を監督し、その使命の遂行を確保する。総会は、ICRCの組織方針を決定し、政策を策定し、そして、予算・会計を承認する。
2. 総会は、ICRCの委員で構成される。総会は、合議制とする。

第10条 理事会

1. 理事会は、総会の下部機関である。理事会は、特に、人事および会計事項に関して、ICRCの円滑な運営を確保し、その責務について総会を補佐する。このために理事会は、執行部と定期的に連絡をとりあう。
2. 理事会は、総裁および副総裁を含む、5人から7人の総会で選出された委員で構成される。

第11条 総裁職

1. 総裁は、外部機関とICRCの関係について、主たる責任を負う。
2. 総裁は、総会および理事会の議長として、これら両機関に委ねられた権限の維持を確保し、そして、ICRCの運営を綿密に監督する。
3. 総裁は、その職務遂行にあたり、副総裁、および場合によっては第二副総裁、の補佐を受ける。

第12条 執行部

1. 執行部は、ICRCの執行機関である。執行部は、監査部を除くすべてのICRC職員全体から成る組織運営を指揮する。執行部は、ICRCの組織運営管理に責任を負い、その作業効率を確保する。
2. 執行部は、執行部長および3人から7人の執行役員から構成される。
3. 執行部長は、執行部を司る。

第13条 代表権

総裁、執行部長、または、執行部長によって権限を委ねられた者によってなされたすべての職務行為は、ICRCを拘束する。

第14条 監査部

1. 監査部は、ICRCの活動範囲内の事項について、組織運営上独立して監査を行う。監査部は、事業監査および会計監査を行なう。
2. 監査部は、本部および活動現地のICRC全体を監査対象とする。監査部の目的は、ICRCの方針に照らして、この組織の運営および用いられた手段の適切さを、独立して評価することである。監査部は、直接に、総会に報告を行なう。
3. 会計に関しては、監査部の任務は、外部監査会社の任務を補完することである。

第15条 データ保護独立管理委員会

1. データ保護独立管理委員会は、ICRCの他の組織あるいは組織運営から独立して、ICRCの個人データ取扱いがICRCの関連規則に合致していることを、検証する。そして、それらの個人データ保護に関する問題が委員会に付託された場合に、その個人の権利について裁定を下す。
2. 本委員会は、本部および活動現地のICRCの行動全体を検証対象とする。
3. 本委員会は、その活動について定期的に総会に報告する。

第16条 資産および会計監査

1. ICRCの主たる資産は、諸政府および「各国社」の寄付、そして、私的提供基金、および保有する有価証券からの利金、である。
2. これらの資産、およびICRCの使用可能な資本基金は、もっぱらICRCによってなされた職務行為を保証するものであり、ICRC委員の個人的あるいは集団的な責任によるものには使用されない。
3. これらの資産および基金の使用は、(監査部による)内部の、および(一社または数社の監査会社による)外部の、独立の会計検査を受けるものとする。
4. ICRC解散の際には、すべての資産は、人道的目的を有し、かつ税の免除を受ける一または複数の組織にすべて移される。いかなる場合においても、ICRCの資産は、その寄付者に返還されることはなく、また、その創設者やその委員に分配されることもない。また、いかなる方法によっても、その全部または一部がそれらの者のために使われてはならない。

第17条 内部規則

総会は、特に、内部規則制定により、本規程の実施に必要な措置をとる。

第18条 改正

1. 総会は、いつでも本規程を改正できる。改正は、別個の二回の会合で議題とされ、二度審議されなければならない。
2. 本規程のいかなる変更も、ICRC全委員の3分の2の多数により、承認されなければならない。

第19条 効力発生

2017年12月21日に採択された本規程は、1998年7月20日、2003年5月8日、2014年12月18日、2015年11月19日に改正された、1973年6月21日の赤十字国際委員会規程に取って代わるものとし、2018年1月1日に発効する。

☆ ☆ ☆

訳注1：2003年改正版（2013年改訂を含む）の和訳を本誌第83号174～180頁に掲載したが、最新の2017年版を改めて訳出する。

訳注2：本規程の正文は仏語文である。ICRC作成の英語文は、仏語正文からの翻訳である。本規程の和訳に際し、正文である仏語文と、訳文である英語文を、両方参照した。「ICRC」は英語表記の略称であり、仏語では「CICR」である。本規程の正文は仏語であるが、本訳文では英語表記のICRCを使用する。

訳注3：仏語文においては男性名詞・女性名詞が併記され(例：le/la Président-e)、英語文では「本条文を通して、特に明記されない限り、男性名詞・男性形容詞は、男性および女性に等しく適用される。」との註が付される。

出典：

仏語文

<https://www.icrc.org/fr/document/statuts-du-comite-international-de-la-croix-rouge>

英語文

<https://www.icrc.org/en/document/statutes-international-committee-red-cross-0>

附録5 ICC—ICRC訪問協定（2006年）

国際刑事裁判所の管轄権によって自由を奪われた者への訪問に関する国際刑事裁判所と赤十字国際委員会の協定

ICC-PRES/02-01-06

署名日：2006年3月29日および2006年4月13日

効力発生日：2006年4月13日

国際刑事裁判所（以下、ICC）と赤十字国際委員会（以下、ICRC）は、

ICRCが厳に中立・独立かつ公平な人道的組織であることを想起し、
ICRCが、諸国社会により、1949年ジュネーブ諸条約およびその1977年追加議定書において、国際的武力紛争時の任務および職務ならびに非国際的武力紛争時の広範な主導権を与えられていることを想起し、
国際赤十字および赤新月運動規程がICRCに武力紛争以外の事態において広範な主導権を授け、そして、ICRCに国際人道法の誠実な遵守のために行動し、武力紛争あるいは国内闘争の軍人・文民犠牲者への保護・支援を確保する任務を付与していることを想起し、
ICRCが、特に、中立かつ独立の特有の組織業務を必要とするあらゆる武力紛争・国内闘争その他の事態において、逮捕・抑留あるいはその他の理由で自由を奪われた者——有罪判決を受けていてもいなくても——への訪問を、世界中で長期にわたって実施してきたことを認識し、
ICRCが、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所、ルワンダ国際刑事裁判所、そしてシエラレオネ特別法廷によって——あるいはその権限で——抑留されている者を、定期的に訪問していることを想起し、
標準的な条件・手続で実施される、その定期的な刑務所その他の抑留施設の訪問、抑留者の訪問において、ICRCは、被訪問者の抑留・処遇状況を監視することを想起し、
国際刑事裁判所設立に関する国際連合全権外交会議によって1998年7月17日に採択されたICCローマ規程（以下、ローマ規程）に従って、ICCはその管轄内に入る者を抑留し、拘禁刑を科しうることを想起し、
ICCがハーグの抑留施設および他の国の抑留施設で抑留できることに留意し、ローマ規程によれば、ICCにより言い渡された拘禁刑は、刑を言い渡された者を受け入れる意思を明らかにした国の一覧表の中からICCが指定する国において執行されることを想起し、
ローマ規程および締約国会議によって2002年に採択された手続及び証拠に関する規則（以下、手続証拠規則）に従って、ICCにより言い渡された拘禁刑の執行について、自由を奪われた者の処遇を規律する広く受け入れられた国際基準に適合するようICCが確保することを想起し、
2004年5月にICC裁判官により採択された裁判所規則、特に、独立組織による

抑留施設の定期的かつ予告なしの査察を求める規則94を想起し、ICCにより、あるいはその権限で抑留されている者への訪問に関して、ICC代表者との会合においてICRCによりなされた提案を考慮して、

以下の通り合意する。

第1節 総則

第1条 定義

「抑留施設長」は、その抑留施設の長としてICCにより指名された職員をいう。
「拘束を行う国」は、ICCから発布された逮捕状によってICC所在地への移送を待機している者を抑留している国をいう。

「抑留者」は、ローマ規程第58条によりICCにより抑留されている者、ローマ規程第93条7項によりICC所在地への移送に続いてICCの拘禁下にある者、公判や上訴を待つ者、ICCにより刑を言い渡され刑を執行する国への移送を待つ者、その他の理由によりICCの権限で抑留されている者、をいう。

「抑留施設」は、ICCによって抑留されている者の存在するすべての施設をいう。
「ICRC代表」は、医療職員および通訳を含む代表で構成されるICRC訪問団の派遣員をいう。

「当事者」は、ICRCあるいはICCを個別にいう。

「両当事者」は、ICRCとICCを含めていう。

「裁判所長会議」は、ローマ規程第34条および第38条に従い、ICCの裁判所長会議をいう。

「裁判所書記」は、ローマ規程第43条に従い、ICCの裁判所書記をいう。

「刑を言い渡された者」は、ICCにより刑を言い渡され、刑を執行する国において拘禁刑を執行されている者をいう。

「刑を執行する国」は、ローマ規程第103条および手続証拠規則の規則200に従い、刑を言い渡された者を受け入れる意思を明らかにした国の一覧表の中からICCが指定する国をいう。

第2条 本協定の適用範囲

1. 本協定第2節で詳述されるように、ICRCは、抑留施設においてICCによって抑留されたすべての者を、その抑留期間中、訪問することを許可される。
2. このために、ICRCは、抑留施設への無制限の立ち入り——制約なしの施設内部の移動の自由を含む——を許される。
3. 本協定第3節で詳述されるように、ICRCは、ICCと刑を執行する国との間で締結された二者間刑執行協定に従って刑を執行する国に移送された、刑を言い渡された者を、訪問することが出来る。

第2節 ICCによって抑留された者への訪問

第3条 訪問の目的

1. ICRCの訪問目的は、純粋に人道的である。すべての抑留者が、人道的に扱われ、かつ、自由を奪われた者の処遇を規律する広く受け入れられた国際基準に適合して扱われるよう確保することが、この訪問の目的である。
2. ICRCは、物質的な抑留状況と抑留者の身体的心理的状況・処遇を監視する。ICRCは、必要に応じて、ICCに対して、抑留者の生活状況および処遇の改善に必要な措置を取るよう要請する。
3. ICRCは、ICCによって命じられた抑留の根拠を問うことはない。しかしながら、ICRCは、司法的保障の尊重について何らかの問題を感知すれば、ICCに対して適切な提案を行うことができる。

第4条 訪問の期間及び条件

ICRCは、その訪問の有効性および信頼性を確保するために、

- a) すべての抑留者に無制限に接触する
- b) 抑留施設のすべての箇所に立ち入る
- c) ICRCの選ぶ抑留者と個別に（立会人なしに）会話することができる
- d) ICRCが必要と考える限り、その訪問を繰り返す権利を有する
- e) 裁判所書記あるいは裁判所書記に指名されるICC職員は、抑留者名簿および詳細記録のICRCへの提供を保障する。また、裁判所書記またはその

被指名者は、ICRCがその訪問中にその名簿を編集することを、許可する。

第5条 訪問団の構成

訪問遂行に必要な各訪問団のICRC代表の数および構成は、ICRCによって決定される。

第6条 訪問の形態および回数

1. ICRC代表の訪問は予告されない。そして、その訪問に充てられる時間は制限されない。ICRCはそれらの訪問の回数を決定する。
2. ICRCの訪問は、状況によって、以下の通り分類される。
 - a) 抑留者の生活状況および処遇の徹底的かつ詳細な調査を含む完全訪問
 - b) ICRC代表が以前の訪問中に認知した問題を点検し、あるいは特定の事例について検討する、追加訪問
 - c) 個々の抑留者あるいは抑留者全体に関わる人道的性質の個別の問題を扱う臨時訪問

第7条 ICRCの訪問実施

1. 完全訪問

完全訪問は、以下から成るICRCの標準的手続に従って、組織され実施される。

- a) 裁判所書記あるいは裁判所書記に指名されるICC職員、もしくは、抑留施設長、または、その両者との、最初の会合

この最初の会合は、ICRC代表がICRCの性質およびその訪問の目的を説明し、そして、実際の訪問手続を設定できるように持たれる。この時に、ICCは、すべての必要な行政管理資料（すなわち、内部規則、抑留者名簿、前回の訪問以後の入所者・出所者）、抑留施設の機能に関する基本情報、ICCの直面する主要な問題点、および、ICRCの前回訪問以後にICCの行ったすべての変更点、をICRC代表に提供する。

- b) 抑留施設の完全巡回訪問

ICRC代表は、抑留施設長または抑留施設長により指名されるICC職員によって案内されて、抑留施設を訪問する。その案内者は、ICRC代表の質

間に答え、そして、抑留施設のすべての箇所への立ち入りを確保する。その巡回訪問に充てられる時間は制限されない。ICRC代表は、遂行される訪問の形態により、抑留施設の全部を訪問するか一部を訪問するかを、自由に決定する。

c) 抑留者との個別面談および抑留者の確認記録

これらの面談の目的は、抑留者の確認記録に加えて、抑留・処遇状況に関する情報収集、および、抑留者の個々の問題の性質・程度の把握、である。

d) 裁判所書記あるいは裁判所書記に指名されるICC職員、もしくは、抑留施設長、または、その両者との、最終会合

この完全訪問の最終段階で、ICRC代表は、口頭でその認識事項と勧告を伝え、そして、それら認識事項・勧告に対する回答に留意する。

2. 追加訪問および臨時訪問

追加訪問あるいは臨時訪問は、完全訪問についての上述の手続の一部または全部に従って、その特定の目的に応じて、組織され実施され得る。

3. 要請を受けた場合、ICCは連絡職員を指名し、抑留施設を訪問するICRC代表の補佐を行わせる。その連絡職員は、ICRCの訪問の円滑な実施を確保し、そして、抑留施設の管理部と連絡をとり、また、ハーグやオランダ外では、当該領域の当局と連絡をとる。

第 8 条 抑留者との個別面談

1. ICRC代表は、抑留施設職員が見ていない、聞いていない所で、ICRC代表の選んだ抑留者と、個別面談を実施することができる。面談は、抑留施設内で行われ、時間の制約を受けない。抑留施設内の面談場所は、ICRC代表により選定される。

2. 抑留者は、自由に、かつ、制約なく、自己の意見を述べる権利を持つ。

第 9 条 医療検診に関するICRC医療代表の役割

1. ICRC医療代表は、すべての抑留者から選択して、個別に問診・検診することができる。このために、ICRC医療代表に、場所を用意しなければならない。

2. ICRC医療代表は、抑留施設の医療職員の補佐を受け、そして、特に、すべての必要な情報を提供される。ICRC医療代表は、また、抑留者の医療記録の閲覧を許可される。

第10条 抑留者の家族

1. ICRC代表は、抑留者の家族、あるいはICRCの業務に関連する情報を提供できるとICRCの考える誰とでも接触できる。また、その家族からICRCに接触することもできる。
2. 抑留者とその家族との間に接触の無い場合、ICRCは、家族連絡の再開のために、赤十字通信の交換を提案できる。これらの通信は、抑留施設長または抑留施設長により指名されるICC職員によって点検される。

第11条 訪問に関する報告書と非公開原則

1. 各完全訪問後、ICRCは、裁判所長会議および裁判所書記に対して、その認識事項に、必要な場合、勧告を附した報告書を提出する。ICRCの勧告は、自由を奪われた者の処遇を規律する広く受け入れられた国際基準に従って、抑留者の抑留・処遇状況を、必要と思われる場合、改善する措置を取るよう、ICCの取り組みを支援することを目的とする。
2. ICCは、ICRCがその報告書において提起した人道的な懸念事項に関して、ICRCとの対話を維持する。ICCは、ICRCの勧告を履行するためにあらゆる努力を行い、そして、その勧告に対応して取られた措置すべてを文書でICRCに通知する。
3. 報告書、および抑留者の抑留・処遇状況についての両当事者間のその他の連絡の内容は、ICRCの方針に従って、ICRCにおいて非公開とする。この非公開原則は、手続証拠規則および裁判所規則に規定されるように、ICCについても適用される。
4. それぞれの出版物において、ICRCおよびICCは、抑留状況やICRCの所見・勧告に言及することなく、訪問日および訪問を受けた抑留者数のみを記す。

第12条 ICCからの情報

1. 裁判所書記は、抑留施設の運営および実行に関する詳細な情報をICRCに提供する。裁判所書記は、また、抑留状況および抑留者の処遇を規律する基準に影響しうる法的、規範的、行政的、あるいは組織的事項についてなされたいかなる変更も、ICRCに伝える。
2. 裁判所書記は、新たな抑留者の到着およびその者のICCでの訴訟手続上の法的地位を、遅滞なく文書でICRCに伝える。裁判所書記は、また、ある抑留施設から他の抑留施設へのすべての移送——刑を言い渡された者の、刑を執行する国への移送を含む——を文書でICRCに伝える。裁判所書記は、さらに、抑留者の釈放、死亡、あるいは逃亡について、ICRCに伝える。
3. ICCによって提供される情報は、拘束を行う国における抑留も含まれる。拘束されている者を訪問してその抑留・処遇状況を評価する許可を得るために、拘束を行う国の当局に働きかけを行うかどうかを、ICRCは、これらの情報に基づいて、決定できる。
4. ICCは、抑留者およびICRCの訪問についてのすべての情報を、ICRCの中央安否調査部および保護活動部の長に伝える。

第13条 ICRCの物質的支援

ICRC代表は、抑留施設訪問中に観察した事態・状況によっては、ICCに対して、抑留者の身体的精神的抑留状況改善のための抑留者への限定的な支援提供を、提案できる。

第3節 刑を執行する国における刑を言い渡された者への訪問

第14条 ICCに対する義務

1. ローマ規程第106条および手続証拠規則211の趣旨を踏まえ、ICCは、可能な限り、刑を執行する国との協定の中に、ICRCの標準的な条件・手続に従ってICRCが訪問できる旨の規定を含める。
2. ICCは、刑を執行する国への抑留者の移送について、文書で、ICRCに伝える。そのような情報には、その刑を言い渡された者が移送される抑留施設の

詳細、およびその移送予定日、が含まれる。

第15条 ICRCに対する義務

1. 刑を執行する国が刑を言い渡された者へのその国内の訪問をICRCに許可した場合、ICRCはICCにそのことを伝える。
2. 手続証拠規則211の1項(b)の趣旨を踏まえ、かつ、非公開の原則に従って、ICCは、ICRCから、情報、報告書あるいは専門家の意見——ICRCが前項で述べられる訪問の遂行を許可された、刑を執行する国における、刑を言い渡された者の抑留・処遇状況に関して——を求めることができる。
3. ICRCは、刑を執行する国に移送された刑を言い渡された者へのICRCの訪問の後に、刑を執行する国の当局に対してICRCによって提出される非公開の報告書の写しを、裁判所長会議に提示する。

第4節 最終条項

第16条 改正

本協定の改正は、両当事者間で、書簡の交換によって合意される。

第17条 効力の発生

1. 本協定は、両当事者によって署名された日に効力を生じる。
2. 本協定は、抑留施設長に知らされる。抑留施設長は、抑留施設職員に、その内容を周知させる。
3. 各当事者は、他方当事者への、文書による2か月前の通知によって、本協定を終了させることができる。

ハーグおよびジュネーヴにおいてそれぞれ英文で2部署名された。

ICCのために：

Philippe Kirsch

President

Date: 29 March 2006

ICRCのために：

Jakob Kellenberger

President

Date: 13 April 2006

☆ ☆ ☆

訳注1：和訳に際し、正文である英語文をベースとし、同時に仏訳文も参照した。

訳注2：第1条の記述順序が、英語文と仏訳文で異なる。

出典：

英語文

https://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/A542057C-FB5F-4729-8DD4-8C0699D-DE0A3/140159/ICCPRES020106_English.pdf

仏語文

https://www.icc-cpi.int/NR/rdonlyres/A542057C-FB5F-4729-8DD4-8C0699D-DE0A3/140160/ICCPRES020106_French.pdf